

◎新潟県告示第715号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県糸魚川市大字梶山字向へ1418から1420まで、1421の1、1425の1、1425の2、1426、1428から1432まで、1433の1、1433の2、1434、1435、1438の1、1438の2、1439、1442の1、1442の3、1442の4、1444、1445、1448、1449、1452、1453の1、1454、1455、1458から1460まで、1468、1499の2、1500、1501の1、1501の2、1502の1から1502の3まで、1503、1506、1507、1507の2、1508、1509、1512、1513の1から1513の3まで、1514、1518、字中屋敷1440の1、1443の1、1443の3、1446、字とうぢち1461、1462の1、1462の2、1463、1464の1、1464の2、1465から1467まで、1480、1485、1486、1491の1、1491の2、1498の1から1498の3まで、1524、1525の1、1525の2、1526の1、1526の2、1527、1529、1531、1532、1537から1541まで、1544、1552、1553、1557の1、1557の2、1633、字ひら1469の1、1469の2、1470の1、1470の2、1471から1475まで、1476の1、1476の2、1482の1、1482の2、1483の1から1483の3まで、1484の1、1484の2、1488から1490まで、1493の1、1494の2、1510、1511、1517、1519から1523まで、字土屋敷1536、1542、1543、1545から1547まで、1548の1から1548の4まで、1549、1554、1561、字大平1556の1、1556の2、1560の1、1560の2、1562、1562の子、1563、1564、1565の1、1565の2、1566から1583まで、1585の1、1585の2、1587から1590まで、1593、1594、1603、1606から1611まで、1613、1614、1616から1626まで、1627の1、1627の2、1628から1630まで、1631の1から1631の5まで、1631の7、1631の11、1632、字大平湯沢1584、1591の1、1591の2、1597の3、1597の5から1597の7まで、1597の9から1597の13まで、1597の15から1597の20まで、1597の22から1597の28まで、1597の30から1597の35まで、1597の38から1597の40まで、1597の42、1597の43、1597の48から1597の50まで、1597の52、1597の53、1597の55から1597の62まで、1597の64から1597の70まで、1597の73から1597の77まで、1597の79から1597の89まで、1597の101、1597の寅、1598の1から1598の9まで、1598の11、1598の14から1598の20まで、1598の22、1598の24、1598の26から1598の29まで、1598の31から1598の33まで、1599の1から1599の7まで、1612、1695、1696の1、1696の2、1698の1、1699、1706の1、1706の2、1715、字蟻原1634、1642の2、1644、1645、1647から1650まで、1655、1658、1659、1660の1、1661の1、1662の1、1662の2、1663の1、1663の2、1664の1、1664の2、1666、1667、1669、1672の1、1672の2、1673、1679の1、1679の2、1682の1、1684、1691、1692、1694、字カヤキリバ1635から1638まで、1640、1651の1、字湯沢1668、1677の1、1707、1708、1716の9、1716の10、1716の13から1716の18まで、1716の20、1716の21、1719の1から1719の3まで、1719の5、1719の6、字土倉1745、字東山横草蓮1757の1、1794の32、1794の34から1794の38まで、1794の40から1794の45まで、1794の48、1794の49、1846、1855の1、1855の2、1860の1、1864の1から1864の5まで、1864の9、1866、1868の2、1869の7、1869の11から1869の24まで、1869の26から1869の28まで、1869の30から1869の32まで、1869の34、1869の35、1869の37、字横草蓮1790の2、1830、1852、1853の1、1859の2、1861の1、大字山寺字落シ1464の28、1464の29

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）